

# 市県民税・所得税の申告受け

申告受け付けは

**文化プラザ・  
ルナホール**  
で行います

従来、市役所での申告受け付けは、庁舎1階の税務課が会場でしたが、一昨年から、会場を市役所隣の文化プラザ・ルナホールに変更して行っています。申告期間中、税務課では、申告受け付けを行いませんのでご注意ください。

また、公民館など各出先機関での申告受付時には、文化プラザ・ルナホールでの申告受け付けは行いませんのでご注意ください(申告受け付け日程は右頁の日程表でご確認ください)。

所得税・市県民税の申告は、3月15日(火)までです。関係書類を早めにそろえ、期間内に申告していただくようお願いします。所得税の確定申告書を提出される方や、無収入で扶養親族となっている方は、市県民税の申告は必要ありません(ただし、国民健康保険や児童手当などの関係で、申告が必要となる場合があります)。給与所得のみの方は通常申告の必要はありませんが、前年中に退職され年末調整の済んでいない方や、医療費控除や生命保険料控除などを受けようとされる方は申告が必要です。

## 市県民税の申告

前年中に退職された方、そのほか市県民税の申告が必要と思われる方には、2月上旬までに市県民税申告書をお送りします。指定された期日に会場へお越しください。指定日にご都合の悪い方は、右頁の実施日程を確認の上、ご都合の良い会場へお越しください。

## 所得税の確定申告

所得税の確定申告については、還付申告などの方(白色申告の自営業の方で収支内訳書が作成済みの方も含む)の受け付けを右頁の実施日程の通り行います。ただし、譲渡所得のあった方など上記以外の方は、多治見税務署へお出かけください。

## 〈お問い合わせ〉

- 所得税のお問い合わせ  
多治見税務署(☎20101)
- 市県民税のお問い合わせ  
市役所税務課・市民税係  
(内線171・172)

## 税務署からのお願いとお知らせ

- **申告書は自分で書いてお早めに!** 税務署では、原則として職員による代筆は行いませんが、職員のアドバイスにより申告される方で自身で申告書を作成していただける体制を整えています。
- **申告は郵送でもできます!** 郵送の場合は、多治見税務署(〒507-8706多治見市音羽町1-35)へお送りください。
- **国税庁HP(ホームページ)で所得税の確定申告書が作成できます!** 詳しくは、国税庁HPの「所得税の確定申告書作成コーナー」をご覧ください。★HPアドレス=<http://www.nta.go.jp/>
- **「消費税課税事業者届出書」提出のお願い** 消費税法が改正され、平成16年分の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方は、平成18年分の消費税の申告が必要です。平成16年分所得税の確定申告書を提出される際に「消費税課税事業者届出書」も併せてご提出ください(すでに届出書を提出済の方は不要です)。



# 付けは 2月16日(水)～3月15日(火)

## ◎市県民税の申告受け付け日程

【各日程とも●印のある会場でのみ申告受け付けを実施します。市役所税務課では、申告受け付けを行っていませんのでご注意ください。】

申告会場	開催日																	時間			
	2月16日(水)	2月17日(木)	2月18日(金)	2月21日(月)	2月22日(火)	2月23日(水)	2月24日(木)	2月25日(金)	2月28日(月)	3月1日(火)	3月2日(水)	3月3日(木)	3月4日(金)	3月7日(月)	3月8日(火)	3月9日(水)	3月10日(木)		3月11日(金)	3月14日(月)	3月15日(火)
文化プラザ・ルナホール	●	●	●	●	●	●									●	●	●	●	●	●	9時～16時
ウエルフェア土岐												●	●	●							
駄知コミュニティセンター(駄知支所2階)								●	●	●											
鶴里公民館											●										
曾木公民館												●									

## ◎申告に必要なもの

- ①市県民税の申告書または所得税の確定申告書(お持ちでない方は申告会場にあります)
- ②印鑑
- ③平成16年中の収入金額が分かるもの＝給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票、報酬の支払調書、事業の収支が分かる書類など

■各種控除を受ける場合に必要なもの(上記の①～③に合わせて必要です)

生命保険料控除・損害保険料控除を受ける場合＝保険料控除証明書(支払証明書)

社会保険料控除を受ける場合＝支払金額が分かるもの(領収書など)

配偶者特別控除を受ける場合＝平成16年中の配偶者の所得金額が分かるもの(※配偶者控除と重複しての控除は受けられません)

医療費控除を受ける場合＝平成16年中に支払った医療費の領収書(合計金額を計算しておいてください)、保険金などで補てんされた場合はその金額が分かるもの

※所得税の還付を受ける場合は、振込先の金融機関名・口座番号(本人名義)が分かるものが必要です。

## 申告の際の注意事項

### ●必要な添付書類は必ずお持ちください

源泉徴収票、保険料の控除証明書など申告の際に必要な書類をお持ちでない場合は、申告を受け付けることができません。必要な添付書類などをご確認の上、会場へお越しください。

### ●自営業の方、譲渡所得のあった方(土地・建物などを売却された方)

自営業の方、譲渡所得のあった方は、多治見税務署でのみ申告相談(確定申告)を行います。そのため、市役所にお越しただいても、申告相談は受けられませんので多治見税務署へお出かけください(自営業の方で市の申告書が届いた方は、市役所でも申告相談ができます)。また、自営業の方は収支内訳書の作成が必要です。

### ●国民年金に加入されている方

現在、国民年金は社会保険事務所で収納事務を行っています。国民年金納付額の社会保険料控除を受けようとする方は、納付した領収証書を申告時にお持ちください。